


尼崎市空き家対策に関する事業一覧（2021年5月1日現在）

空き家の管理、利活用、解体に関する相談など		
<p>NPO 法人兵庫空き家相談センター</p> <p>空き家問題を総合的にワンストップで解決を目指す団体です。複雑に絡み合った権利関係や所有権の問題・目的や境界・相続や税制など、様々な問題を様々な専門家が連携して解決を目指します。大切な不動産を守り、流通させるお手伝いを行います。</p>	<p>◆対象者 空き家の処分や活用に取り組む所有者、持ち家を空き家にしない未然対策に取り組む所有者。</p> <p>◆自己負担額 相談は無料。権利関係の整理や解体工事などを依頼した場合には費用負担が必要です。</p> <p>◆利用方法 同法人のホームページ「お問合せフォーム」、電話、Eメールでお問合せください。</p> <p>【電話】0797-81-3236</p> <p>【Eメール】hyogo.akiya.soudan@gmail.com</p> <p>【HP】http://hyogo-akiya-soudan.com/site/</p>	<p>同法人 HP</p>  <p>または</p> <p>「NPO法人 兵庫空き家相談センター」 で検索</p>
<p>空家活用アドバイザー派遣事業</p> <p>空き家の売却、修繕、活用、解体などのお悩みがある方へ、無料でアドバイザー（宅建士または建築士）を派遣します。</p>	<p>◆対象者 空き家の所有者または管理者。</p> <p>◆対象物件 居住または利用されていない（予定のものを含む。）住宅で、本市内にあるもの。</p> <p>◆申請方法 所定の用紙などを郵送か直接市役所北館5階住宅政策課へ。</p>	<p>市 HP</p> <p>ID1012035</p>
<p>空き家対策おしかけ講座</p> <p>近年、空き家が社会問題となり住民や地域の活動団体の方々の間でも関心が高まっています。尼崎市では、空き家に関する様々な悩みを持つ地域の集まりやセミナーにお伺いして、空き家に関する講座を開催します。必要に応じて弁護士などの専門家を講師として派遣します。</p>	<p>◆対象者 空き家に関する問題や取組等に感心を持つ市内の団体（個人利用や営利目的の利用はお断りしています）。</p> <p>◆要件 場所は主催者が準備、概ね5名以上が参加するもの、オンラインでの実施を推奨。</p> <p>◆内容 空き家の適正管理、不動産の相続、空き家に関する法律問題、空き家に関する行政の役割など、申請者の希望に応じて変更します。1回1時間程度。</p> <p>◆申請方法 所定の用紙を郵送か直接市役所北館5階住宅政策課へ。代表者が申請してください。開催日の2ヵ月前までに申請してください。</p>	<p>市 HP</p> <p>ID1024902</p>

空き家の処分、解体に関すること

<p>老朽空家に係る除却費補助金 令和5年度までの3年間限定で、利活用が困難な不良度の高い空き家を除却する費用の一部を補助します。 申請期間内に申請があったものの中から建物の不良度などをもとに選考し、交付対象者（当選者）を決定します。</p>	<p>◆対象者 2年以上使用されておらず、本市が定める不良度判定表による評点が50点以上の住宅の所有者。ほかにも要件あり。 ◆補助額 補助対象工事費の1/2（1戸あたり上限30万円、切り離しが必要な長屋の場合は50万円、長屋・共同住宅を複数戸除却する場合は1戸あたり30万円（上限90万円））。 ◆申請期間 【第1回】令和3年6月1日～30日 【第2回】令和3年9月1日～30日 ◆募集件数 各申請期間で5件程度 ◆申請方法 所定の用紙などを郵送か直接市役所北館5階住宅政策課へ。工事前に申請が必要です。</p>	<p>市 HP ID1024802</p>
<p>特殊空家に係る除却費補助金 他人が所有する土地にある長屋建ての空き家や接道不良の土地にある空き家といった、除却するときに障害が多いと予想される空き家を除却する費用の一部を補助します。</p>	<p>◆対象者 ①他人が所有する土地にある長屋住宅の所有者、②接道不良の土地にある住宅の所有者または土地所有者。ほかにも要件あり。 ◆補助額 補助対象工事費の2/3（1戸あたり上限50万円、切り離しが必要な長屋の場合は70万円、長屋を複数戸除却する場合は1戸あたり50万円（上限150万円））。 ◆申請方法 所定の用紙などを郵送か直接市役所北館5階住宅政策課へ。工事前に申請が必要です。</p>	<p>市 HP ID1024803</p>
<p>空家対策に係る技術的支援事業 老朽危険空家等の敷地を含む通路について、建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可を得ようとする場合に、その許可のために必要な通路協定書の作成等に掛かる費用の一部を補助します。</p>	<p>◆対象者 老朽危険空家等または当該空家等が建つ土地の所有者（購入予定者を含む）。 ◆要件（個人） 令和2年5月1日以降に通路協定書の作成を専門家に委託し、通路協定の締結日より前または締結日から1年以内に老朽危険空家等の除却を行うもの。ほかにも要件あり。 ◆要件（法人） 老朽危険空家等の取得前又は取得後1年以内に事前協議を行い、かつ、当該空家等の取得後3年以内に通路協定を締結し、当該空家等の除却を行うもの。ほかにも要件あり。 ◆補助額 通路協定書の作成等に掛かる費用の1/2（上限30万円）。 ◆申請方法 所定の用紙などを郵送か直接市役所北館5階住宅政策課へ。原則として事前協議が必要です。</p>	<p>市 HP ID1021365</p>

<p>空家等寄付受け事業</p> <p>一定の要件を満たす空き家及びその土地について、所有者から寄付を受入れています。</p>	<p>◆対象者 要件を満たす土地と空き家の所有者（土地と建物で所有者が異なる場合は同時期に両方から寄付の申し入れを行うもの）。</p> <p>◆要件 対象の空き家が長屋又は共同住宅の一部でない。対象の土地が狭小地（50㎡以下）や未接道地でない。土地の境界が確定している。ほかにも要件あり。</p> <p>◆申請方法 所定の用紙などを郵送か直接市役所北館5階住宅政策課へ。</p>	<p>市 HP</p> <p>ID1021366</p>
<p>隣地統合促進事業</p> <p>狭小地や無接道地とその隣地を統合する場合に掛かる測量・登記費用などの一部を補助します。</p>	<p>◆対象者 狭小地（50㎡以下）や無接道地（面積制限なし）とその隣地を統合する個人・法人。</p> <p>◆要件 取得する土地に建物がある場合は除却すること。ほかにも要件あり。</p> <p>◆補助額 【防災街区整備地区計画区域内（今福・杭瀬寺島、潮江、浜、戸ノ内町北、下坂部川出）】上限50万円、【同地区を除く市内全域】上限25万円。</p> <p>◆申請方法 所定の用紙などを郵送か直接市役所北館6階都市戦略推進担当へ。契約前に申請が必要です。</p>	<p>市 HP</p> <p>ID1011588</p>
<p>密集市街地建物除却促進事業</p> <p>老朽化した建築物が多く、災害時の危険性が高い密集市街地にある老朽住宅の除却等に掛かる対象経費の一部を補助します。</p>	<p>◆対象地区 防災街区整備地区計画区域内（今福・杭瀬寺島、潮江、浜、戸ノ内町北、下坂部川出）</p> <p>◆対象者 本市が定める不良度判定表による評点が100点以上の老朽住宅の所有者または当該老朽住宅が建つ土地の所有者。ほかにも要件あり。</p> <p>◆補助額 老朽住宅の除却等に掛かる対象経費の4/5（1戸あたり上限128万円、集合住宅の場合は256万円。ほかにも上限あり）。</p> <p>◆申請方法 所定の用紙などを郵送か直接市役所北館6階都市戦略推進担当へ。契約・工事前に申請が必要です。</p>	<p>市 HP</p> <p>ID1016823</p>

空き家の流通・活用に関すること

<p>子育てファミリー世帯及び新婚世帯向け空家改修費補助事業</p> <p>子育て世帯や新婚世帯が、自己居住用に中古住宅を購入して改修する場合、費用の一部を補助します。</p>	<p>◆対象者 18歳未満の子又は妊婦がいる世帯や、配偶者を得てから5年以内で夫婦の年齢の合計が80歳未満である世帯。</p> <p>◆要件 築5年以上、かつ3か月以上居住者がいない耐震性能を有する戸建住宅を取得し、自己居住用に改修するもの。ほかにも要件あり。</p> <p>◆補助額 補助対象工事費の1/2（上限50万円）。市外からの転入など、別途加算あり。</p> <p>◆申請方法 所定の用紙などを郵送か直接市役所北館5階住宅政策課へ。工事前に申請が必要です。</p>	<p>市 HP</p> <p>ID1011583</p>
<p>空家改修費補助事業</p> <p>一定期間利用されていない空き家や、建て替えが難しい空き家の、利活用に掛かる改修費用の一部を補助します。</p>	<p>◆対象者（自己居住型） 築20年以上で2年以上（接道要件を満たしていない場合は3ヵ月以上）使用していない住宅を自己の居住用に改修する個人の所有者または借り主。</p> <p>◆対象者（事業者型） 接道要件を満たしておらず、3ヵ月以上使用していない住宅を賃貸用に改修する所有者（法人も可）。</p> <p>◆補助額 補助対象工事費の2/3(1戸あたり上限100万円、長屋・共同住宅の場合は1棟あたり上限200万円)。</p> <p>◆申請方法 所定の用紙などを郵送か直接市役所北館5階住宅政策課へ。工事前に申請が必要です。</p>	<p>市 HP</p> <p>ID1024804</p>
<p>既存住宅流通促進事業</p> <p>安心して既存住宅の売買が行われるよう、売買時に行う現況検査と売買瑕疵保険の加入にかかる費用の一部を補助します。</p>	<p>◆対象者 既存住宅の所有者又は購入予定者（個人）</p> <p>◆対象経費 ①既存住宅現況検査（インスペクション）に掛かる費用。②既存住宅売買瑕疵保険（個人間タイプ）に掛かる費用。</p> <p>◆補助額 対象経費の1/2（上限額①25,000円、②37,000円）</p> <p>◆申請方法 所定の用紙などを郵送か直接市役所北館5階住宅政策課へ。実施年度内に申請が必要です。</p>	<p>市 HP</p> <p>ID1021258</p>
<p>空家バンク</p> <p>空き家を売りたい・貸したいと考える空き家の所有者等が登録した空き家情報を公開し、空き家を利用したいと考える利用希望者とのマッチングを行う制度です。</p>	<p>◆登録要件 次の要件を満たす空き家であること。築5年以上。店舗等併用住宅の場合は居住部分の割合が全体の1/2以上。媒介契約を締結している。ほかにも要件あり。</p> <p>◆申請方法 所定の用紙などを郵送か直接市役所北館5階住宅政策課へ。</p>	<p>市 HP</p> <p>ID1010730</p>

住宅や建築物の性能向上等に関すること

<p>簡易耐震診断推進事業</p> <p>耐震診断員を派遣し、目視による簡易な現地調査を行い、耐震性の評価などをまとめた報告書を住宅所有者にお渡しします。</p>	<p>◆対象 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した戸建て、長屋、共同住宅。ツーバイフォー住宅は対象外です。</p> <p>◆自己負担額 住宅の種類や構造により異なります。木造戸建て住宅の場合は 3,150 円です。</p> <p>◆申請方法 所定の用紙などを直接市役所北館 5 階建築指導課へ。戸建て住宅の申込書は建築指導課、各地域課、JR 尼崎・阪急塚口サービスセンターにあります。</p>	<p>市 HP</p> <p>ID1003585</p>
<p>住宅耐震改修促進事業</p> <p>住宅の耐震改修の計画づくりと工事に掛かる費用の一部を補助します。実施前に申請が必要ですのでご注意ください。</p>	<p>◆対象 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）に加入しているか加入する。昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した戸建て、長屋、共同住宅——などの全ての要件を満たすもの。</p> <p>◆要件 耐震診断・耐震改修の計画作り・工事の施工確認は建築士が実施するもの。工事は兵庫県住宅改修業者登録制度の登録業者が実施するもの。</p> <p>◆申請方法 所定の用紙などを直接市役所北館 5 階建築指導課へ。実施前に申請が必要です。</p>	<p>市 HP</p> <p>ID1002264</p>
<p>①住宅耐震改修計画策定費補助</p> <p>耐震診断と耐震改修の計画づくり（工事費見積もりを含む）に掛かる費用を補助します。</p>	<p>◆補助額 耐震診断と耐震改修の計画作り（工事費見積もりを含む）に掛かる費用の 2/3 以内。限度額は戸建て住宅が 20 万円、共同住宅が 1 戸当たり 12 万円。</p>	
<p>②住宅耐震改修工事費補助</p> <p>耐震性能向上のために行う、基礎や柱の補強などに掛かる費用を補助します。</p>	<p>◆補助額 耐震性向上のために行う、基礎や柱の補強などに掛かる費用を対象に補助します。【戸建て住宅】最大で、工事費 125 万円以上の場合 100 万円【共同住宅】対象経費の 4/5 以内（限度額 1 戸当たり 40 万円）。所得制限あり。</p>	
<p>③簡易耐震改修工事費補助</p> <p>耐震診断・耐震改修の計画作り・上部構造評点を 0.7 以上にする部分的な工事に掛かる費用を補助します。</p>	<p>◆補助額 耐震診断・耐震改修の計画作り・上部構造評点を 0.7 以上にする部分的な工事に掛かる費用を対象に定額で 50 万円。所得制限あり。</p>	
<p>④シェルター型工事費補助</p> <p>居室内の耐震シェルター設置に掛かる費用を補助します。</p>	<p>◆補助額 シェルター型工事に要する経費が 10 万円以上 50 万円未満の場合は定額で 10 万円。50 万円以上の場合は定額で 50 万円。所得制限あり。</p>	
<p>⑤屋根軽量化工事費補助</p> <p>耐震診断で上部構造評点が 0.7～0.9 の戸建て住宅を対象に、屋根を軽量化する工事に掛かる費用を補助します。</p>	<p>◆補助額 屋根軽量化工事及びそれにあわせて実施する耐震改修工事に要する費用が 50 万円以上の場合に定額で 50 万円。所得制限あり。</p>	
<p>⑥防災ベッド等設置助成</p> <p>防災ベッドなどの設置に掛かる費用を補助します。</p>	<p>◆補助額 防災ベッド等の設置工事に要する費用が 10 万円以上の場合に定額で 10 万円。所得制限あり。</p>	

<p>吹付けアスベスト除去等助成事業</p> <p>不特定多数の人が利用する建築物など（解体予定のないものが対象）の吹付け建材にアスベストが含まれているかの調査や、露出して吹き付けられているアスベストの除去に掛かる費用を補助します。</p>	<p>◆補助額 【アスベスト含有の調査】対象経費相当額。限度額 25 万円。【吹付けアスベストの除去など】対象経費の 1/3 以内。限度額は最大 200 万円。</p> <p>◆申請方法 所定の用紙などを直接市役所北館 5 階建築指導課へ。実施前に申請が必要です。</p>	<p>市 HP</p> <p>ID1003853</p>
---	--	------------------------------

※他にも要件があります。詳しくは市のホームページをご確認ください。

※老朽空家に係る除却費補助金を除き、いずれの事業も先着順で実施し予算額に達し次第終了となります。